

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

1<千代田区>

事業名:高齢者福祉住環境整備		窓 口:保健福祉部高齢介護課介護事業指定係(TEL:03-5211-4336)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
介護予防住宅改修等給付	千代田区内に住所を有する65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難が有り、調査の結果、在宅での生活の質を確保するために住宅の改修等が必要と認められる方	要支援・要介護認定非該当または未認定	①申請 ②訪問調査 ③審査 ④給付の決定 ⑤改修工事又は購入	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 ・福祉用具(すのこ、浴用椅子等)の購入	200,000円	「介護予防住宅改修等給付」 ① 10%負担 ② 生活保護受給者は負担無し
自立支援設備改修等給付		要支援・要介護認定のある方	⑥工事又は購入完了の確認 ⑦給付金の支給	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 ・階段昇降機設置 1,000,000円 ・ホームエレベーター設置 700,000円 ・IHクッキングヒーター(本体費用のみ)の購入 20,000円		「自立支援設備改修等給付」 ① 保険料段階により、10%~60%負担 ② 生活保護受給者は負担無し

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

2<中央区>

事業名:高齢者住宅設備改善給付事業		窓 口:福祉保健部介護保険課事業者支援給付係(TEL:03-3546-5377)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	介護保険の認定により、要介護、要支援、非該当と認定された者であって、身体機能が低下している者	自立	①区役所、おとしより相談センターにて相談※ ②アドバイザー派遣事業の申請 ③訪問調査 ④区役所にて設備改善給付事業の申請	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	階段昇降機設置以外 ①10%~30%負担 ②生活保護受給者は負担無し 階段昇降機 ①10%~100%負担 ②生活保護受給者は負担無し
住宅設備改善給付		自立・要支援・要介護	⑤助成の決定・発注 ⑥工事着工、終了後検査 ⑦助成金交付	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等 ・階段昇降機(直線) ・階段昇降機(曲線)	379,000円 156,000円 106,000円 876,000円 1,854,000円	

※施工業者は、中央区の介護保険住宅改修等受領委任払い取扱事業者から選択

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

3<港区>

事業名:港区高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係(TEL:03-3578-2111)内線2400~2406				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活に困難があり、在宅での生活の質を確保するため住宅の改修が必要と認められる者	自立	①コーディネート事業の申請 ②訪問調査 ③給付申請と給付決定 ④工事の確認	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①「生活保護受給者」又は「老齢福祉年金受給者」で世帯全員が区民税非課税者 0% ②世帯全員が区民税非課税者 0% ③本人が区民税非課税者 3%負担 ④それ以外 10%負担
設備給付		自立~要介護	⑤助成金を施工業者に支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	上記すべて基準額超過分は全額自己負担

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

4<新宿区>

事業名:高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業、高齢者住宅設備改修給付事業		窓 口:福祉部介護保険課給付係(TEL03-5273-4176)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
自立支援住宅改修	65歳以上で要介護認定結果が「非該当」でADL(日常生活動作)に不安のある方	自立	①相談申請 ②担当者訪問調査 ③業者に見積り依頼 ④給付決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①介護保険負担割合に応じて10%、20%または30%の負担 ②生活保護受給者は免除 ③基準額超過分は全額自己負担
住宅設備改修	65歳以上で要介護認定結果が「要支援」または「要介護」の方(身体条件等あり)	要支援～要介護	⑤工事着工、終了後検査 ⑥利用者と区が、それぞれの負担金を施行業者へ支払う	・浴槽の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化	379,000円 156,000円 106,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

5<文京区>

事業名:高齢者住宅設備等改造事業		窓 口:福祉部介護保険課給付係(TEL:03-5803-1388)(住宅設備改造) 窓 口:住環境課管理担当(TEL03-5803-1374)(住宅修築資金助成)		
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額	負担率
住宅設備改造	文京区内に住所を有する満65歳以上の高齢者で、介護保険認定「要支援」「要介護」の者で、身体機能の低下により既存の設備での使用が困難であり設備改造が必要と認められ、過去に設備給付での同種の給付を受けていないもの。	要支援・要介護	<ol style="list-style-type: none"> ①相談 ②訪問調査 ③給付の申請 ④給付の決定 ⑤改修工事 ⑥改修工事完了の確認 ⑦利用者負担分は利用者が施工業者に支払い、区負担分は区が施工業者に支払う <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 	<ol style="list-style-type: none"> ①介護保険負担割合証の割合に応じて10%、20%または30%負担 ②生活保護受給者は給付限度額内において負担無し
住宅修築資金助成	文京区内に住所を有する満65歳以上の高齢者又は、心身障害者世帯に属するもの。 ※工事着工前で他の助成や利子補給を受けていない住宅であること等の要件あり。		<ol style="list-style-type: none"> ①助成の申請(工事着工前) ②現地調査 ③助成決定 ④工事着工～しゅん工 ⑤実績の報告 ⑥現地調査 ⑦助成金額の確定 ⑧助成金の請求 ⑨助成金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化工事 ・防水板設置等浸水対策工事 ・り災住宅の修復工事(り災後60日以内のり災証明書があるもの) <p style="text-align: right;">上限200,000円</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①税抜き工事費の10% ②上限超過分は全額自己負担

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

6<台東区>

事業名:高齢者住宅改修給付事業		窓 口:福祉部高齢福祉課総合相談・給付担当(TEL:03-5246-1222・1224)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
予防給付	区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者であって、日常生活に困難がある又は動作に相当の時間がかかり、調査により、これを改善する為に住宅の改修が必要と認められる者。(各給付項目によりその他要件あり)	※介護保険要介護認定非該当の者	①相談 ②事前訪問調査 ③給付申請 ④給付決定 ⑤施工 ⑥工事完了の確認訪問 ⑦給付金支給	介護保険と同項目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更工事 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要と認められる工事	200,000円	①10%負担 ②生活保護受給世帯に属する者は負担無し ※助成基準額を超える場合には全額自己負担
設備改修給付		要支援1以上等		・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	
設備等新設給付		要介護2以上		・浴槽の新設等 ・流し、洗面台の新設等 ・便器の新設等 ・階段昇降機の新設等 ・一階床の新設等	379,000円 156,000円 106,000円 1,000,000円 350,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

7<墨田区>

事業名:高齢者自立支援住宅改修助成事業		窓 口:福祉保健部高齢者福祉課相談係(TEL:03-5608-6171)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
予防改修助成	おおむね65歳以上で日常生活動作が困難な者		要支援・要介護以外	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止や移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの工事に付帯して必要な給水設備等の工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②高齢福祉年金受給者で、世帯員全員が区民税非課税の者 0% ③その他の者 10%、20%または30%負担
設備改修助成	おおむね65歳以上で身体機能の低下により既存の設備を使用する事が困難な者		要支援・要介護	①事前申請 ②高齢者支援総合センターまたは区の担当職員による現地調査、施工業者指導、完了確認 ③助成金交付 ・浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	200,000円	③その他の者 10%、20%または30%負担 基準額超過分は全額自己負担

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

8<江東区>

事業名:江東区高齢者住宅設備改修給付事業		窓 口:福祉部介護保険課在宅支援係(TEL:03-3647-4319)			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者で、介護保険の自立判定、要介護・要支援の認定を受けた者	自立判定、要支援・要介護認定	①相談・申請 ②事業者見積書等提出 ③訪問調査 ④給付決定 ⑤改修工事 ⑥工事完了・確認 ⑦助成金支払	・予防給付 ・浴槽改修 ・洗面台・流し台 ・トイレ改修 ・階段昇降機 200,000円 379,000円 156,000円 106,000円 800,000円	①基準額以内の10%負担(予防給付は10%・20%または30%)。超過分は全額本人負担。 ②生活保護受給者は基準額以内は免除。超える金額は、全額本人負担。

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

9<品川区>

事業名:品川区高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉部高齢者福祉課介護給付係(TEL:03-5742-6927)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって住宅の改修が必要と認められる者 * 所得制限あり 生計中心者もしくは扶養者等の前年の所得が基準額(2人世帯の場合6,232,000円)以下の方	介護保険非該当者	①区窓口に給付申請 ②工事着工 ③竣工後給付請求 ④支給	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	10%~30%負担
住宅設備改修給付		要支援高齢者 要介護高齢者		・浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれらに附帯して必要な工事 ・便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事 ・昇降機の設置	379,000円 156,000円 106,000円 400,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

10<目黒区>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付		窓 口:健康福祉部高齢福祉課在宅事業係(TEL:03-5722-9839)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	目黒区に住所を有し、65歳以上の在宅の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者。		介護保険認定非該当	①申請 ②審査 ③助成の決定 ④改修工事 ⑤工事完了報告書及び写真により工事完了確認	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 200,000円	10%負担 ただし、生活保護世帯は免除
住宅設備改修給付			要支援、要介護認定をお持ちの方。または虚弱な方。	⑥助成金を施工業者に支払	・低浴槽の取替え 379,000円 ・洗面所の取替え 156,000円 ・トイレの洋式化 162,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

11<大田区>

事業名:大田区高齢者自立支援住宅改修助成事業		窓 口:地域福祉課高齢者地域支援担当 大森(TEL:03-5764-0658)、調布(TEL:03-3726-6031)、 蒲田(TEL:03-5713-1508)、糀谷・羽田(TEL:03-3741-6525)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅設備改修給付	大田区内に住所を有し、介護保険における要介護認定の判定結果が要介護・要支援である65歳以上の高齢者のうち、住宅の改修が必要と認められる者		要支援・要介護	①相談 ②訪問調査 ③申請 ④決定 ⑤改修工事 ⑥工事完了検査 ⑦助成金請求 ⑧利用者と区がそれぞれの負担金を施工業者へ支払う	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円	①介護保険負担割合に準じて助成限度額内の10%~30% ②生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援受給世帯は助成限度額内において無料 ※①・②いずれも助成限度額を超えた部分は全額自己負担

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

12<世田谷区>

事業名:世田谷区高齢者住宅改修費助成金交付事業		所 管:高齢福祉部高齢福祉課事業担当(TEL:03-5432-2407) 窓 口:各総合支所保健福祉課地域支援担当			
分 類	助 成 対 象 者	助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
予防改修	65歳以上の高齢者で、 身体機能の低下により 住宅の改修が必要と認められる者	①保健福祉課の窓口にて相談 ②CW事前訪問 ③業者見積 ④申請 ⑤決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	左記対象工事をあわせて 200,000円	①基準額(工事費が基準額を下回る場合は工事費)の1割~3割(介護保険の利用者負担割合に準じる) ②予防改修については、介護保険料徴収区分第1段階の者は負担免除あり
設備改修		非該当・要支援・要介護で全世帯員の前年所得合算額が 6,232,000円以下	⑥施工 ⑦完了届け ⑧確認 ⑨助成金交付	・浴槽の取替えとこれに附帯して必要な工事 379,000円 ・流し、洗面台の取替えとこれに附帯して必要な工事 156,000円 ・洋式便器への便器の取替えとこれに附帯して必要な工事 106,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

13<渋谷区>

事業名:渋谷区高齢者住宅改修給付		窓 口:福祉部高齢者福祉サービス事業係(TEL:03-3463-1873)			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者	要支援・要介護(階段昇降機は要介護3~5)	①地域包括支援センターで受付 ②地域包括支援センター職員が訪問調査 ③必要と認められる部分に改修工事を給付	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・階段昇降機の取付け 300,000円	①給付限度額内の10%(限度額を超えた部分は全額) ②生活保護受給世帯は給付限度額内全額免除

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

14<中野区>

事業名:中野区高齢者自立支援住宅改修等事業		窓 口:地域支えあい推進部地域包括ケア推進課(TEL:03-3228-5632)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者 ※所得制限あり 生計中心者の前年の所得が200万円未満の方	介護保険非該当	①介護保険認定 ②相談窓口(地域包括支援センター)で申請 ③地域包括支援センター職員訪問調査 ④業者見積 ⑤給付決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①給付限度額内の10%負担(限度額を超えた部分は全額自己負担) ②生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者でかつその世帯全員が住民税非課税の場合は給付限度額内全額免除
住宅設備改修給付		要支援以上	⑥業者へ委託 ⑦給付完了 ⑧検査 ⑨業者へ支払	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	200,000円 130,000円 90,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

15<杉並区>

事業名:高齢者住宅改修給付事業		窓 口:保健福祉部高齢者在宅支援課管理係(TEL:03-3312-2111)内線3234 (予防給付) 窓 口:保健福祉部介護保険課給付係(TEL:03-3312-2111)内線1333 (設備給付)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	介護保険認定非該当		予防給付 ①地域包括支援センターで受付 ②支援センター職員が訪問調査し、申請受理 ③支援センター職員又はPT・OTと見積もり業者が同行訪問 ④申請確認～着工 ⑤工事完了確認 ⑥支払い	・手すりの取付け ・便器の洋式化 ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	10%負担 (生活保護受給の者を除く)
住宅改修設備給付	杉並区に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者 介護保険認定要支援・要介護		設備給付 ①申請 ②訪問調査 ③助成の可否決定 ④工事着工 ⑤工事完了確認 ⑥助成金支払い請求 ⑦支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

16<豊島区>

事業名:豊島区高齢者自立支援住宅改修助成事業		窓 口:高齢者福祉課高齢者事業グループ(TEL:03-4566-2432)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
予防的助成	豊島区内に住所を有する 65歳以上の高齢者で 住宅改修が必要と認められる者		介護保険非該当者(自立) ①介護保険認定 ②訪問調査 ③申請 ④審査 ⑤給付助成の決定 ⑥改修工事 ⑦改修工事完了の確認 ⑧助成金支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 0% ②①以外の方で、介護保険の自己負担割合が1割の方 10% ③①以外の方で、介護保険の自己負担割合が2割の方 20% ④①以外の方で、介護保険の自己負担割合が3割の方 30%
設備改修助成				要支援・要介護の方かつ、身体障害者の要件あり*但し便器の洋式化のみ非該当も対象	・浴槽の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し等の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化およびこれに附帯して必要な工事	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

17<北区>

事業名:東京都北区高齢者住宅改造費助成事業		窓 口:福祉部高齢福祉課 高齢相談係(TEL:03-3908-9083)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改造予防給付	65歳以上の介護保険の要介護認定を受けている方(非該当を含む)で日常生活の動作に困難がある方 ※区内に住所を有する	介護保険非該当(自立)	①相談 ②調査 ③申請 ④決定 ⑤工事 ⑥確認 ⑦支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差、傾斜の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	100,000円を限度	①原則10%~30%負担(所得制限なし) ②生活保護受給者で世帯全員が住民税非課税の方は免除 ③世帯全員が住民税非課税の方は5%負担 ※いずれの場合も、助成限度額を超えた部分は自己負担となります。
住宅設備改造給付		要支援・要介護		・浴槽の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化		

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

18<荒川区>

事業名:荒川区高齢者住宅改修給付事業		窓 口:福祉部 介護保険課 介護給付係(TEL:03-3802-3111) 内線2432				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	・65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要な者 ・区内に住所を有する等の要件あり	介護保険非該当(自立) * 要介護認定から申請書提出日まで6ヶ月以内の方	①相談・申請 ②工事前訪問調査(※) ③給付助成の決定 ④改修工事 ⑤工事完了確認 ⑥助成金を施工業者に支払 ⑦工事後訪問調査(※) ※住宅改修設備給付における便器の様式化等及び転倒防止用手すり設置給付を除く	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	助成基準額の範囲内において自己負担あり ①生活保護受給者 0% ②その他の者 10~30%負担 * 基準額を超える場合には全額自己負担
住宅設備改修給付		要支援・要介護		・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 (要介護4・5の車椅子使用者に限る) ・便器の洋式化等 106,000円		
住宅設備等新設給付		居住目的以外の1階の空間(工場・店舗等)を居住空間として改修するための新設工事を助成 ・1階床の新設 350,000円 ※床の新設にともない下記の 新設給付を対象とする ・浴槽の新設 379,000円 ・流し・洗面台の新設 156,000円 ・便器の新設 106,000円				
転倒防止用手すり設置給付		介護保険非該当(自立)・要支援・要介護以外の方 * これまで介護の認定を受けたことのない方		転倒防止用の手すりの取付け 50,000円		

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

19<板橋区>

事業名:板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業		窓 口:おとしより保健福祉センター介護普及係(TEL:03-5970-1120)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
介護予防住宅改修	区内に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者のうち、住宅の改修が必要であると認められる者で、介護保険認定が非該当の方(認定から1年以内)または介護予防が必要と認められる方	①ケアマネジャーまたはおとしより相談センターに相談 ②ケアマネジャーまたはおとしより相談センター、区担当職員、施工業者が訪問し状況確認	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	100,000円	自己負担は、助成限度額内において、次のとおり。(1)生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯:無料 (2)住民税非課税世帯:見積額の1割 (3)住民税課税世帯:見積額の3割 ※いずれの場合も、助成限度額を超えた部分も自己負担となります。
住宅設備改修	<浴槽の取替え> 区内に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者のうち、住宅の改修が必要であると認められる者で、介護保険認定を受けている、または介護予防が必要と認められる方	③改修可否調査・改修計画の立案 ④申請 ⑤助成決定・工事着工 ⑥区担当職員が訪問し、完了確認	・浴槽の取替え	200,000円	
	<流しまたは洗面台の取替え> 区内に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者のうち、住宅の改修が必要であると認められる者で、介護保険認定を受けている方	⑦助成額支払	・流し、洗面台の取替え(原則として車いすのままで利用できるものに取り替える場合に限る)	150,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

20<練馬区>

事業名:練馬区自立支援住宅改修給付事業		窓 口:高齢施策担当部 介護保険課 給付係(TEL03-5984-4591)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額	負担率	
予防改修給付	65歳以上の在宅の区民	介護保険の要支援・要介護認定申請の結果非該当となった方のうち、日常の動作に何らかの支障があって、予防改修が必要と認められる方 ①基本チェックリスト等で住宅改修要否を判断 ②本人・地域包括支援センター・事業者で工事内容打合せ ③申請書の提出 ④本人に決定通知書、事業者へ委託通知書交付 ⑤工事完了届により、地域包括支援センター職員が訪問確認 ⑥事業者の請求により支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①限度額範囲内で改修にかかる費用の10%が利用者負担 ②生活保護受給者等と、住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者は、限度額範囲内で改修に係る費用は公費負担
設備改修給付		介護保険の要支援・要介護認定を受けている方のうち、身体機能の低下や障害のため既存の設備の使用が困難な方で、設備改善が必要と認められる方 ①本人・ケアマネジャー・事業者で工事内容の打合せ ②申請書提出 ③本人に決定通知書、事業者へ委託通知書交付 ④工事完了後、書類・写真により完了確認 ⑤事業者の請求により支払い	・浅型の浴槽などへの取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化 ・玄関の造作物撤去 ・階段昇降機などの設置(病院や施設から退院・退所された場合で階段昇降困難な方のみ対象)	250,000円 156,000円 106,000円 100,000円 1,000,000円	①限度額範囲内で改修にかかる費用の10%が利用者負担 ②生活保護受給者等と、住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者は、限度額範囲内で改修に係る費用は公費負担

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

21<足立区>

事業名:高齢者住宅改修事業		窓 口:高齢者施策推進室高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 (TEL:03-3880-5111)内線1965~1968			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	65歳以上の介護保険の要介護認定が「自立」の高齢者で、日常の動作に低下が認められる者	①申請書受付 ②地域包括支援センター職員による訪問調査 ③給付対象可否決定 ④工事完了後の写真を提出 ⑤事業者の請求	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消(浴槽の取替えを除く) ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・和式から洋式便器への取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者及び足立区介護保険料の所得段階が第1段階、第2段階、第3段階のB・C階層の者 0% ②足立区介護保険サービスの自己負担が1割で上記①以外の者 10%負担 ③足立区介護保険サービスの自己負担が2割の者 20%負担 ④足立区介護保険サービスの自己負担が3割の者 30%負担
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められ、介護保険では「要介護」「要支援」の者	⑥区が支払う。自己負担分は本人が事業者へ支払い	・浴槽の取替え(給湯設備を除く) ・車いす用の流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	200,000円 156,000円 106,000円	
	65歳以上の高齢者で、介護保険で「要介護4・5」の者で、以下の要件すべてに該当する者 ①日常的に車椅子か歩行器を利用している ②1階での居住が困難 ③本人または親族の持ち家に居住している ④入所・入院をしていない ⑤昇降機を設置する個人用住宅及び設置する昇降機が建築基準法に適合することが確認できる書類の写しを提出できる	①事前相談・建築確認 ②訪問調査 ③申請書受付 ④給付対象可否決定 ⑤工事完了後の写真を提出 ⑥事業者の請求 ⑦区が支払う。自己負担分は本人が事業者へ支払い	いす式階段昇降機の設置	1,332,000円	

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

22<葛飾区>

事業名:葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業及び葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業		窓 口:福祉部高齢者支援課在宅サービス係(TEL:03-5654-8259)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
自立支援住宅改修費助成	在宅で生活していて、65歳からのいきいき元気度チェックにより運動機能が低下している方及びこれに準ずる方で、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方	①工事施工前の事前相談 ②調査(要否の決定) ③必要書類の提出 ④助成決定	・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等への扉の取り換え ・便器の洋式化 ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	基準額の範囲で10%負担 (生活保護を受けている方は負担なし)
住宅設備改修費助成	在宅で生活している方で、「要支援」「要介護」の認定を受け、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方	⑤写真による完了確認、及び高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)職員又はケアマネジャーによる完了検査	・浴槽の取替え及び付帯して必要な工事 379,000円 ・流し、洗面台の取替え及び付帯して必要な工事 156,000円 ・階段昇降機の設置 機器本体費及び付属器具費 979,000円 設置費 353,000円		基準額の範囲で10%~30%負担 (生活保護を受けている方は負担なし)

令和6(2024)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

別紙3

23<江戸川区>

事業名:江戸川区住まいの改造助成事業		窓 口:福祉部介護保険課給付係(TEL:03-5662-0309)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
住まいの改造助成	60歳以上の介助が必要な方で、居住している住宅の改修が必要と認められる方	①ケアマネージャーまたは熟年相談室に相談 ②ケアマネージャーまたは熟年相談室、区担当職員、施工業者が訪問し状況確認 ※書類審査となる場合も、あります。 ③申請(見積書等) ④審査・決定 ⑤工事 ⑥区担当職員が訪問し、完了確認 ※書類審査となる場合も、あります。 ⑦助成金を申請者に支給	訪問調査のうえ工事内容を決定する。 (対象箇所) 居室・トイレ・浴室・玄関とそれぞれへの動線となる廊下・階段 (工事内容) 手すりや踏み台の設置 段差解消 引き戸等への扉の取替え 便器の洋式化 浴槽の取替え 階段昇降機の設置など	工事費用の限度額は200万円 (ただし、介護保険の住宅改修に該当する費用は除く。)	世帯合計所得を基準として決定する。 助成基準額の1割~2割を負担 生活保護世帯、住民税非課税世帯は負担なし

※住まいの改造助成事業は江戸川区独自事業です。